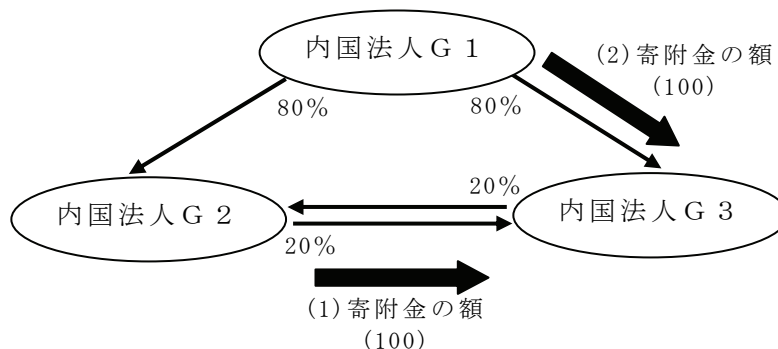


問4 株式持ち合いの場合の寄附修正

問 内国法人との間に完全支配関係がある法人（子法人）が、法人による完全支配関係がある他の法人から寄附を受け、又は寄附を行った場合には、当該内国法人（株主）において、子会社の株式についてその帳簿価額の修正（寄附修正）を行うこととなります。

ところで、次のように法人間で発行済株式を相互に持ち合っており、かつ、完全支配関係がある法人のグループ内において寄附が行われた場合には、どのように帳簿価額の修正を行うこととなりますか。

- (1) G 2 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合
- (2) G 1 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合



答

- (1) G 2 の株主である G 1 及び G 3 において、G 2 株式の帳簿価額の修正を行い、G 3 の株主である G 1 及び G 2 において、G 3 株式の帳簿価額の修正を行うこととなります。
- (2) G 3 の株主である G 1 及び G 2 において、G 3 株式の帳簿価額の修正を行うこととなります。

【解説】

1 寄附修正の概要

グループ法人税制情報問7にあるとおり、法人が有する当該法人との間に完全支配関係がある法人の株式について寄附修正事由が生じた場合には、当該株式についてその帳簿価額の修正を行うこととなります。

お尋ねは、株式の相互持ち合いがあり、かつ、完全支配関係がある法人のグループ内において寄附が行われた場合に、どのように寄附修正をするのかということですが、この点については、相互に持ち合っている株式（持合株式）であっても、寄附修正事由が生ずる場合にはその持合株式の株主として、持分割合に応じて持合株式の帳簿価額を修正することとなります。

2 G 2 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合（お尋ねの(1)の場合）

G 1 及び G 3 との間に完全支配関係がある G 2 の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1 は、G 2 株式について寄附金の額 100 に持分割合 80% を乗じた金額 80 を利益積立金額から減算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 2 株式の帳簿価額から減算し、減算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

G 3 は、G 2 株式について寄附金の額 100 に持分割合 20% を乗じた金額 20 を利益積立金額から減算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 2 株式の帳簿価額から減算し、減算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

また、G 1 及び G 2 との間に完全支配関係がある G 3 の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1 は、G 3 株式について受贈益の額 100 に持分割合 80% を乗じた金額 80 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 3 株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

G 2 は、G 3 株式について受贈益の額 100 に持分割合 20% を乗じた金額 20 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 3 株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

なお、寄附修正事由が生じたことにより G 2 及び G 3 が別表五(一)に記載した金額に相当する金額が、同別表の左余白に記載された検算式と不符合となりますのでご注意ください。

【参考：別表五(一)の検算式】

「期首現在利益積立金額合計「31」①」 + 「別表四留保所得金額又は欠損金額「44」」
 - 「中間分、確定分法人税県市民税の合計額」 = 「差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④」

< G 1 の処理 >

(申告調整)			
利益積立金額	80	/ G 2 株式	80
G 3 株式	80	/ 利益積立金額	80

< G 1 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 2 株式(寄附修正)		80		△ 80
G 3 株式(寄附修正)			80	80
計		80	80	0

< G 2 の処理 >

(申告調整)			
G 3 株式	20	/ 利益積立金額	20

< G 2 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 3 株式(寄附修正)			20	20
計			20	20

< G 3 の処理 >

(申告調整)			
利益積立金額	20	/ G 2 株式	20

< G 3 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 2 株式(寄附修正)		20		△ 20
計		20		△ 20

3 G 1 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合(お尋ねの(2)の場合)

G 1 及び G 2 との間に完全支配関係がある G 3 の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1 は、G 3 株式について受贈益の額 100 に持分割合 80% を乗じた金額 80 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 3 株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

G 2 は、G 3 株式について受贈益の額 100 に持分割合 20% を乗じた金額 20 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 3 株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

なお、これにより、G 1 及び G 2 が別表五(一)に記載した金額に相当する金額が、同別表の左余白に記載された検算式と不適合となりますのでご注意ください。

< G 1 の処理 >

(申告調整)	
G 3 株式	80 / 利益積立金額 80

< G 1 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 3 株式(寄附修正)			80	80
計			80	80

< G 2 の処理 >

(申告調整)	
G 3 株式	20 / 利益積立金額 20

< G 2 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 3 株式(寄附修正)			20	20
計			20	20

【適用関係】

この措置は、平成 22 年 10 月 1 日以後に寄附修正事由が生じる場合について適用することとされています。

【関係法令】

法令 9 ①七、119 の 3 ⑥

改正令附則 5 ②⑥、13①